

## 平成25年第2回知内町議会臨時会

- ◎ 招集年月日 平成25年4月19日(金)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成25年4月19日(金) 午後1時30分
- ◎ 閉会日時 平成25年4月19日(金) 午後2時16分

### ◎ 出席議員

1番	西山和夫	6番	泉政栄
2番	木村一	8番	吉田峰一
3番	山田顯	9番	森永勉
4番	松井盛泰	10番	伊藤政博
5番	谷口康之		

- ◎ 会議録署名議員 2番 木村一 8番 吉田峰一

- ◎ 欠席議員 7番 敦澤良子

### ◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大野幸孝
副町長	網野真
総務企画課長	手塚恵一
生活福祉課長	大野樹
産業振興課長	藤谷亘
建設水道課長	佐々木孝幸
出納室長	大館光晴
教育次長	村上芳二
給食センター長	(村上芳二)
高校事務長	松崎輝幸
スポーツセンター長	上村政美

### ◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村上義久
議事担当係長	野戸英二

## 平成25年第2回知内町議会臨時会議事日程

(第1号) 平成25年4月19日(金)午後1時30分開議

日程	議件番号	議 件 名
第1		会議録署名議員の指名 2番、木村 一君 8番、吉田峰一君
第2		会期の決定について
第3	議案第1号	平成25年度知内町一般会計補正予算(第1号)について
第4	議案第2号	知内町税条例の一部を改正する条例について
第5	議案第3号	知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

### ● 開会宣言・開議・議事日程

#### ◎ 議 長(伊藤政博)

皆さん、こんにちは。

平成25年の第2回臨時会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

早速、会議に入ります。

只今の出席議員数は、9人です。

定足数に達していますので、平成25年第2回知内町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ● 会議録署名議員の指名

#### ◎ 議 長(伊藤政博)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番木村一君及び8番、吉田峰一君を指名します。

### ● 会期の決定について

#### ◎ 議 長(伊藤政博)

次に日程第2、『会期の決定について』を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定致しました。

#### ◎ 議 長(伊藤政博)

只今、町長から今臨時会に上程しております議案について、説明したいとの旨の申し出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

平成25年第2回知内町議会臨時会に議員の皆様には大変、お忙しい中、ご参集をいただき、誠にありがとうございます。

今臨時会に上程しております議案はお手元に配付のとおりであります。

議案第1号、平成25年度知内町一般会計補正予算（第1号）について。議案第2号、知内町税条例の一部を改正する条例について。議案第3号、知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての3件であります。

議案第1号の平成25年度知内町一般会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算に799万6千円を追加し、総額を36億4,699万6千円とするものであります。補正の主な内容でございますけれども、5款1項1目労働費に町民センターをはじめ町民プール等複合施設で暖房等の熱源として、木質バイオマスを導入することに伴い、木質資源供給体制整備のため、緊急雇用創出推進事業費を追加するものであります。次に議案第2号でございますけれども、知内町税条例の一部を改正する条例は、今般、地方税法の一部を改正する法律ほか、関係法律が改正されたことに伴って、個人町民税と延滞金等に関わる条例の一部を改正するものであり、議案第3号は、知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、同じく国民健康保険制度見直しに伴い、本条例の一部を改正するものであります。議案の内容については、このあと、担当課長の方から説明をさせたいと思いますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

● 議案第1号 平成25年度知内町一般会計補正予算（第1号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第3、議案第1号、『平成25年度知内町一般会計補正予算（第1号）について』を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第1号、平成25年度知内町一般会計補正予算（第1号）について。

平成25年度知内町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ799万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億4,699万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

説明は歳出より説明を行いますので、5ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、5目公平委員会費に1千円を追加し、9千円とするものです。内容につきましては、19節負担金補助及び交付金で渡島公平委員会負担

金の算出基準が平成25年度より改定となり、そのため、不足が見込まれることから、1千円を追加するものであります。

次にページをお開き願います。5款1項1目労働費に799万5千円を追加し、1,566万円とするものです。内容につきましては、企業支援型の緊急雇用創出推進事業のうち、木質資源供給体制整備事業が新たに事業採択されたことにより、事業費として799万5千円を追加するものであります。なお、事業の詳細につきましては、説明資料の産業振興課関係をご参照願いたいと思います。

次に歳入を説明致しますので、3ページをお開き願います。

9款1項1目地方交付税に1千円を追加し、19億7,160万1千円とするものであります。内容につきましては、今回の補正に伴います財源調整として、地方交付税に1千円を追加するものです。

次のページをお開き願います。14款道支出金、2項道補助金、6目労働費道補助金に799万5千円を追加し、1,391万4千円とするものです。内容につきましては、緊急雇用創出推進事業費補助金として、同額を補正するものであります。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行います。質疑ありませんか。

5番、谷口君。

◎ 5番（谷口康之）

6ページの部分で、予算委員会のときもこのような似たような形の予算執行で、雇用の確保ということであったんですけども、これも同じような形で、2人ですか、前の予算委員会のときと同じようなものですから、その人たちに割り当ててやれるというような、重複させるという考えはできなかったのか、その辺どうなんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

藤谷産業振興課長。

◎ 産業振興課長（藤谷 亘）

只今の質問でございます。前に予算委員会の3人については、あくまでも森林整備、総合的に調査研究ということの中身でありまして、今回については、お手元の資料について説明しますので、産業振興課の資料2ページ目をご覧ください。1ページ目については、ちょっと説明を省略しますが、2ページ目について、この概要について、2名、なぜ、必要なのかということのまた内容、ちょっと説明したいと思います。まず、この事業については、全く関連ないとは言えませんが、基本的には、全く目的が違うということの中身です。実施時期は、5月上旬から3月下旬、1年間、ほぼ10カ月ほど掛かります。事業費は、799万5千円ということで、全額委託費でありますけれども、人件費は536万6千円、それから、研修費ということで、基本的にこれからまた説明しますが、とりあえず、262万9千円ということになっております。人件費については、2人分ということでありまして、何がしたい3分の1は、年金保険とか、そういう保険関係が結構ウェートを占めますので、純然たる賃金にはなりませんけれども、一応、カウントとして人件費になっていきます。

事業内容については、これは木質バイオマスの調達・加工・供給を担う、森林組合ということで、一応、想定しています。まだ、これは確定していませんけれども、森

林組合の体制整備ということで、最小限、今、これから説明しますけれども、2名は必要だろうということです。採用期間については、あくまでも、制度上、1年以内ということになっていますから、当面、10カ月あれば、予算の総額もありますので、10カ月で予定はできると思います。

2つ目はですね、森林整備の推進ということで、このチップ工場以外も含めて、それを総合的に前に予算委員会の際の3名、それで調査のデータも含めて、総合的にどういうふうな活用をされるかという、間伐材の活用も含めた中も関連あると思いますけれども、まず、この事業については、それも関連ありますけれども、その事業の連携の中で図っていきます。

3つ目は、今度、研修等を通じた地域林業の担い手の育成ということで、この2人については、基本的には、望ましいのは正規雇用ということなんですけれども、精神は正規雇用なんですけれども、なかなかその状況、受託する業者の対応も考えられるんですけれども、できるだけ専門的な知識、技術を取得させて、正規雇用につなげたいという趣旨がここに入っております。国の制度もそういうふうになっております。下の方については、今年度の取り組みです。まず、町については、今年度は、人材育成のバックアップということを考えています。それについては、まず、町は体制整備を支援するというので、雇用、人材育成に必要な費用を負担する。この財源は、当然、国の緊急制度で全額活用されます。委託については、基本的には今のところは、森林組合ということで、今後、この事業が継続して進められることとなりますので、今回の事業については、木質バイオマス、供給体制を整備するという目的であります。この仕組みは、特に体制の仕組みを構築することが狙いでありまして、人材の確保、育成ということで、まず、今後、そういう人材をですね、技術的人材を育成するのが目的であります。それと、大きなものは、効率的な原料調達、どこからこのものを仕入れるのか、これを今の段階では、想像だけの数字でありますから、現実的に現場を見ながら数字を捕まえてもらうということです。それから、必要資材の検証ということで、このプロジェクトをやるのに、どれだけの機材が必要なのか、これもまた調査の対象になっています。それから、これもトータル的に材の原料の確保から民間林を含めた森林整備の推進ということで、町有林だけでこれは対応できないということが想定されます。以上、今年分はですね、以上の整備をまとめて、来年度の運営方法、検証を構築するというのであります。来年度以降については、これも案でありますけれども、今、森林組合を想定しております。森林組合については、まず、材料を集めると。集めて、収集、運搬する、そういう役目が大きな役目になっています。当然、それでも量が足りないんじゃないかという想定でありますから、製材工場からもチップだとか、そういう端材を購入します。また、不足分については、廃材、これも含めてですね、チップの加工工場を運営してもらうということです。そのものについては、町民センター、これから使う暖房用、それから、余剰分については、販売用としてもやるということです。そういう流れでありまして、この2名の確保ということなんですけれども、基本的には、2人については、結局、このプロジェクトを進める根幹をなす、机上の作業のほかですね、森林及び森林整備箇所など、現場での作業、まず、現場に入ってもらおうという専門的に入ってもらおうと。それから、作業性と安全性の観点から、どうしても1人で新人というか、技術的未習熟なものですから、1人では任せられないところもありますから、安全性の点からも2人で話し合うと。それから、将来の地域林業の担い手として育成を視野に入れていきますので、まず、

専門的な技術をできるだけこの2人にですね、やってもらいたいということの思いがありまして、この2人を別に予定するものです。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

5番。

◎ 5番（谷口康之）

課長の説明で、担い手の育成ということで、技術的なもので具体的には、どういう仕事をイメージして、担い手ということを考えているのか、ただ、課長、今、バイオマスのことで同じように、ただ、予算委員会するときにも、同じような形でバイオマスの部分で3名の方、2カ月間の雇用をしている、今の課長の説明でいきますと、うちの町の施設のために専従的な人間の技術者を育成して、山の管理をするのも森林組合との共同というか、連携を深めてやるということだと思ふんですけれども、そのような考え方でやるということでもいいんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（藤谷 亘）

今のそういう考え方でありますけれども、基本的に、今の森林組合の現状からいけば、人不足なものですから、ただ、新たなプロジェクトを組み入れるということは、人が少なくなります。下げることになりますから、今、とりあえず、2名で、将来の運営のことを学ばせておいて、できるだけ2名ということは、将来的には無理だと思いますけれども、最小限、そういう専門的なものをプロジェクトの方には専門に付けるような量的なものにはなりませんけれども、総合的にこれから森林整備のことを事業を進めるにあたって、その余剰力分をまた大いに活用してですね、全体的に林業振興を図るということで、1人分の主は工場を専門に材料を運搬するなり、作業的なものが相当ウエイトがありますので、そういうものを主に使わずと、将来的に。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

私の方から説明させていただきます。基本的に前回の予算審査のときもお話させていただきましたけれども、前回のやつは、基本的に材積をつかまえるために、今、データとして残っていますけれども、きちんと現地へ行って、林班毎に要するに材積を掴むということでの新年度の予算であります。これは、今、庁舎の要するに木質バイオマスを使って、要するに代替エネルギーを使うということと、それから、今、総合施設にも熱源を供給するということで、そのチップ工場を今、運営するにあたって、今の考え方で、森林組合にそれを委託しようという今、1つの狙いがあります。そのための準備期間として、今回、新しく新規の国の補助金をいただけるものですから、その前段として、今、10カ月でその人を育成できればなという考え方で、今回、提案をさせていただいたということでご理解をいただければと思っています。

◎ 議長（伊藤政博）

5番。

◎ 5番（谷口康之）

そうしますと、今、町長の方から分かりやすい説明があったんですけれども、そのための研修費用ということの270万円近くですね、それ具体的には、これからどのような形の研修というものをカリキュラムというか、どのような形のものが具体的に

あるのか、まず、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（藤谷 亘）

研修について、説明します。基本的にですね、この内容については、作業の機器の技術的取得ということですね、チェーンソー、小さく言えば、チェーンソーや大型特殊、結局、山から土場に木を運びますから、大型特殊、それから、バイオに向けての各種講習会に参加させて研修をするということでもあります。そのほか、細かく言いますと、まず、現場の方ですね、伐木作業の研修、木を切る研修から始めます。それから、刈り払いの作業、これも研修、日数は別としても。それから、大型特殊の免許の取得、それから、車両系機械整備の機械の運行ですね、バックホーですか、そういうものの機械の運転の取得、それから、フォークリフトの操作、あと、研修といえば、パソコンの使い方も当然、そこに含めます。それから、細かく言えば、車の油代とか、リース代とか、そういうものも入ります。基本的にそういう技術的なことの一人前になるための技術的な研修であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

最終的にはその失業者を正規雇用の中で、継続雇用するという確認でいいですか。まず、その確認をひとつ。それと、いろいろこの事業、こういった制度を使って、2・3年前から失業者の雇用安定化を図るということをやっていますけれども、その後の追跡調査というか、その辺も含めて、検討されているのか、そして、随分、やっぱりその期間内で終わって、なかなか次の正規雇用を継続雇用に繋がらないということで、苦労している方々も多々、町内に残っていますので、今後、そのような方々の一時的雇用はいいですけれども、継続雇用に繋がるような対策等は、町で考えているのか、お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

今、1 番議員のご質問でございますけれども、ご説明をさせていただきます。まず、今回の2 人の部分が緊急雇用を終わったあとに継続雇用ということに繋がっていくのかということでもありますけれども、今、私どもの方で委託先として考えているのが、事業主体者として考えているのが、森林組合。森林組合としては、今回のバイオマス事業の中で、将来的に1 人雇用を考えたいという意向は持っております。ですから、今回も専門的な研修を受けさせながら、現場での実地をやって、できうれば、2 人のうち、1 人については、その雇用に結びついていけばという考えは持っております。それと、もう1 人につきましても、実は2 ページの資料をご覧になっていただければお分かりかと思えますけれども、ここの事業内容のところ、森林整備の推進ということで、個人所有者向けというのがあります。それと、3 番目に地域林業の担い手の育成というのがあります。これはそれぞれ造林事業者ですとか、そういう方々も町内にいらっしゃるわけですから、そういうところの中で新たな雇用ができて、そういう担い手になっていければということもあつての2 人という事業でございます。ですから、今回の事業で2 人緊急雇用で雇用するというこの中で、これがバイオマス関連

の事業で、そのまま2人結びついていけばいいんですけれども、なかなか今、現状での木質バイオマスの事業については、2人の雇用創出まではなかなか困難性があるなということで、その兼ね合いで、今、考えております。それと、これまでやってきた緊急雇用事業で、追跡調査ということでもありますけれども、きちんとした追跡調査ということではなされておりませんが、例えば、漁組で抱えた部分については、そのまま引き続き雇用ということもありますので、必ずしも十分、それが事業の趣旨に則って、雇用に結びついているかということになりますと、何とも言えない部分がありますけれども、少なからず、そういう雇用に結びついていっているというふうに考えています。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

これはあくまでも、失業者ということになって、今、例えば、高校、新年度で卒業して、まだ就職に付けないという、そういう方は、対象にならないということでしょうか。それと、もう1点、2名のうち1名、継続雇用に繋がりたいということでもありますけれども、この継続雇用に繋げることで、この30万円、1人あたり30万円の支給も一時金もかなうということになる、これ要するに次年度に30万円継続した場合には、支払うという内容なんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（藤谷 亘）

基本的にですね、ハローワークに届けてもらって、そこから選定されるということになります。失業者ということで、基本的に失業者ということが限定になっております。それと、正規雇用の交付金ですね、これについては、ハローワークに届けて、翌年度、正規として雇用された場合、30万円が支給されるという制度でありますので、正規に採用されない場合は、支給されませんので、まず、ハローワークに届けていただくということになります。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

確認ですけれども、今年度卒業して、まだ就職についていない方もハローワークに登録すれば、この失業者扱いになるということでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（藤谷 亘）

失業者という言葉だけでいけば、失業化になっているかどうか、ちょっとそこまでいけば、現在、失業者ということになりますので、新規採用者というまで私の方で勝手に今、言えませんが、あくまでも、失業者という制度の中でなっておりますので。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。



これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ● 議案第2号 知内町税条例の一部を改正する条例について

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、議案第2号、『知内町税条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

### ◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第2号、知内町税条例の一部を改正する条例について。

知内町税条例の一部を次のように改正する。

次のページです。知内町税条例の一部を改正する条例。

知内町税条例（昭和47年条例第15号）の一部を次のように改正する。

内容につきましては、説明資料の方でご説明致しますので、総務企画課資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

知内町税条例の一部を改正する概要であります。この改正につきましては、平成25年3月30日交付の地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令、また、地方税法施行規則の一部を改正する省令に伴う改正であります。

それで、内容につきましては、まず、1点目ではありますが、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長であります。現行は、平成25年居住のものが対象であります。これを4年間延長して、平成29年居住までとするものであります。また、2点目につきましては、同じく個人町民税の東日本大震災にかかる被災居住用財産の敷地にかかる譲渡所得の特例の適応範囲の拡大であります。現行では、震災で家屋が滅失した敷地の長期譲渡所得の特例は、土地所有者について適応となっておりますが、これを同居していた相続人についても範囲を拡大するものであります。3点目につきましては、延滞金等の利率の見直しであります。国税の見直しに合わせまして、今回、町税につきましても、延滞金還付加算金の利率をそれぞれ下記のとおり改正するものであります。

それで、議案の5ページの方にお戻りいただきたいと思います。

議案の5ページの上から7行目です。附則と致しまして、施行期日です。

第1条、この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するということと、

(1) につきましては、東日本大震災の被災の譲渡所得の特例の関係ではありますが、これにつきましては、平成26年1月1日。

(2) につきましては、住宅借入金等の控除関係ではありますが、これにつきましては、

平成27年の1月1日からの施行ということになってございます。  
以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

延滞金の関係ですけれども、14.6パーセントから9.3パーセントに変わったと。現状での知内町の扱い状況、お知らせ願います。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。延滞金につきましては、ここに記載のとおり、現状は14.6パーセントで徴収をしております。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

現状で徴収しているという確認でいいですか。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

原則的には、徴収でございますけれども、なかなか本税を先に今、滞納徴収をして、本税に先に入れおきますので、延滞金までにはなかなか全て徴収には至っておりませんが、原則的には延滞金は町税条例どおり徴収するという事で事務は進めております。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

要するに今年度だけではない、以前にもこの条例に則って、その延滞金を徴収している事実がないということでもいいですか。要するに元本を優先ということで、延滞金に関しては、今までは徴収に至っていないということでもいいですか。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。過去の関係については、ちょっと今、暫時時間をいただいて確認をしなければならないですけれども、原則的には徴収をするんですけれども、今、現在、滞納徴収、本税というか、延滞金の前の課税した本税分に先に優先的に充当しております、それに本税に優先的に充当していったら、余った部分については、次、延滞金に入れていくという形で徴収をしております。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

大変、回りくどい言い方していますがけれども、過去に報道等で住民税等延滞金取っていないかったということで、北海道もかなりの市町村が、市町村名までは出なかった

けれども、町村の数、出た報道がありますけれども、知内町も取っていなかったということでもいいんでしょう。あくまでも、税金を優先して、要するに延滞金については、今まで取ってなかったということでもいいんでしょう。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩。

（ 休憩 午後 2時00分 ）

（ 再開 午後 2時01分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

税務係長。

◎ 税務係長（西野俊一）

延滞金については、条例なり法律なりで、徴収しなければならないということを以前にも言いましたけれども、そのとおりやっておりますけれども、実際には本税優先で、本税の方に先に入れていただいておりますので、実績としては、延滞金については、今、現在、24年度実績では、ありません。ただ、滞納整理機構の方から28万円ほど延滞金が入ってきておりますので、それは決算の方で町税の方に、町税の関係で延滞金が入ってきております。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

条例に謳っているわけですから、取っているという認識で係はいるみたいですがけれども、あくまでも、税金プラス、毎年の振り込み日数を超えた場合、延滞金が発生するわけでしょう。それに対する要するにこの乗率をかけるわけでしょう。そして、延滞金をもらおうと。ただ、今までにはその延滞金をもらったことがないと、あくまでも、税を優先して、いくらいくら税を優先して、延滞金をかけてなかったということなんでしょう。何か言っている言葉を聞けば、延滞金も徴収するという方向性でまず、優先するのは税だという話なんだけれども、結果論からいけば、延滞金というのは、今までに徴収したことがないということなんでしょう。

◎ 議長（伊藤政博）

税務係長。

◎ 税務係長（西野俊一）

おっしゃるとおり、実績としては、ないということであります。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

これで最後にします。この条例と合わせてどう考えるのか、今後の対応をお知らせ願います。

◎ 議長（伊藤政博）

今後の延滞金の対応の仕方ですね。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。先程来申しておりますとおり、延滞金は決められたものですから、極力、徴収はしたいと思いますが、今までの徴収どおり、本税を優先してという考え

方で今後も進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

（ 休憩 午後 2時03分 ）

（ 再開 午後 2時03分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

ちょっと確認をしますけれども、今まで全部、滞納者については、本税に繰入れして、ほとんど、延滞金をもらったという事例がない。ただ、問題はこれからなんです。その延滞された方が、全部、完納されたあと、当然、そこで利息分出てきますね。これは改めて取るということの解釈でいいんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。今、おっしゃられたとおり、ご指摘のとおり、本税をいただいて、延滞金がある場合は、それに充当するというので、今後、考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番。

◎ 4 番（松井盛泰）

それは当然、それでいいと思うのですが、この延滞金については、来年の1月1日からなんです。ただ、渡島桧山滞納整理機構の中では、既に14.6パーセントでいただいている。以前に発生しているもの、今度いただくときには、9.3パーセントいただくの、それとも、14.6パーセントでいただくの。その辺の解釈は。

◎ 議 長（伊藤政博）

税務係長。

◎ 税務係長（西野俊一）

滞納整理機構の分ですか。これからですか。これからは、1月1日以降は、9.3パーセントですけれども、今、現在、もし、課税とすれば、14.6パーセントで賦課するということです。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

（ 休憩 午後 2時05分 ）

（ 再開 午後 2時12分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

延滞金の要するに徴収について、今、各議員の皆様方から意見をいただきました。基本的には、平成24年度から滞納要綱を作って、今、やっております。ですから、基本的には、税条例に基づいて、粛々と事務を進めるということでありますので、延滞金についてもその税条例に基づいて、的確に対応するというのでご理解いただけ

ればと思います。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第3号 知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第5、議案第3号、『知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

議案第3号、知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

知内町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

次のページです。知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

知内町国民健康保険税条例（昭和34年条例第16号）の一部を次のように改正する。

この度の一部改正の概要につきましては、説明資料見出し2の生活福祉課の2ページで説明をさせていただきます。資料の2ページをお開き願いたいと思います。

資料の2ページですけれども、特定世帯等にかかる国民健康保険税の軽減特例措置の延長等ということで、今年の税改正で変わっているところであります。国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合についての措置であります。1点目は、そこに記載しております、①のところですが、保険税軽減制度にかかる特例ということで、軽減を受けている世帯について、従前と同様の軽減措置を受けることができるよう、国保から後期高齢者医療へ移行したことにより、国保の被保険者でなくなった者、これは特定同一世帯所属者ということでございますけれども、これを含めて軽減対象基準額を算定することとしている措置について、期限を切らないで恒久措置とするということで、恒久化されたということであります。

2点目は、世帯割にかかる配慮であります。2人世帯で、1人が後期高齢者医療へ移行し、もう1人が国保に残る世帯となる者について、世帯割額を半分にする措置について、軽減割合を現在の半分から4分の1にするという制度であります。これにつきましては、3年間延長するという制度であります。施行期日につきましては、いず

れも平成25年4月1日からということになります。それで、今回、特例に該当する世帯の関係でありますけれども、当町では、48の世帯が今、見込まれておりまして、税額につきましては、約10万5千円の軽減ということで見込んでおります。それから、新旧対照表につきましては、3ページから8ページでございますので、ご参照願いたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 閉会宣言

◎ 議 長（伊藤政博）

これで本日の日程は全部、終了致しました。

会議を閉じます。

平成25年第2回知内町議会臨時会を閉会します。

どうも大変、ご苦勞様でした。

（ 閉会 午後 2時16分 ）